

第12号様式 (第6条関係)

令和 6年 4月 30日

那覇市議会議長 野原 嘉孝 様

議員名 奥儀 喜邦 (製造)

令和 5 年度政務活動費収支報告について

那覇市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定 に基づき、別紙のとおり令和 5 年度政務活動費収支報告書を 提出します。

記

令和 5 年 4 月分 ~ 令和 6 年 3 月分

#### 令和5年度政務活動費収支報告書

議員名

與儀 喜邦

1 収 入

政務活動費

1,080,000円

2 支 出

(単位:円)

	±71/.		科		目			金	額	備	考
調	査	研	究	費					0円		
研	修	費							0円		
広	報	費							0円		
広	聴	費							0円		
要	請	陳	情	活	動	費	·		0円		
会	禨	娄							0円		
資	料	作	成	费		3			18,259円		
資	料	購	入	費					73,800円		
人	件	費						4	120,000円		
事	務	所	費					8	880,000円	(e	
135		合				計	8	1,3	392,059円		

3 残 額

0円 (312,059円)

### 令和5年度 会計明細

議員名 與儀 喜邦

	経費種類	集計(当	单位:円)
	資料印刷・印刷製本費(成果品の写しを添付) 【7】	¥	
	翻訳料(成果品の写しを添付) 【7】	¥	-
	事務機器購入 [7]	¥	18, 259
	リース代等 【7】	¥	
資料作成費	事務用品等消耗品代 【7】	¥	
	その他 [7]	¥	_
		¥	_
		¥	
		¥	<del>-</del>
資料 作成費	小計	¥	18, 259
	書籍購入費 【8】	¥	
	新聞雑誌購読料 [8]	¥	73, 800
	有料データベース利用料等 【8】	¥	-
資料購入費	その他 【8】	¥	_
10.000		¥	-
		¥	
	6	¥	
資料購入費	小計	¥	73, 800
	雇用経費(必要時、契約書の写を添付) 【9】	¥	420, 000
	手当 【9】	¥	
1 /4 曲	その他 [9]	¥	_
人件費		¥	-
5		¥	
		¥	
人 件 費	小計	¥	420, 000
	事務所の賃借料 【10】	¥	880, 000
	事務所駐車場の賃借料 【10】	¥	
	維持管理費 【10】	¥	
	固定電話(月額1/2以内、上限1万円) 【10】	¥	
	文書通信費 【10】	¥	
事務所費	事務機器購入 【10】	¥	-
争伤所食	備品 【10】	¥	-
	リース代等 【10】	¥	-
	その他 【10】	¥	_
		¥	_
		¥	_
		¥	-
事務所費	小計	¥	880, 000
The state of the s	総合計	¥	1, 392, 059

#### 会計帳簿(項目別)案

#### 令和5年度(2024年)

議員名 與儀 喜邦

<u>資料作成費</u> 0 18,259 <sup>入力箇所</sup>

EL .	T IF ILL IN						10,200			
整理 番号	日 付		経費種類	その他(内容)	補足	支出額	政務活動費	備考	被分比率	上限額
	2021年8月21日	事務機器購入	[7]	apple pencii			1,188	(R5年度充当額)		0
	2021年10月3日	事務機器購入	[7]	パソコン		1	17,071	(R5年度充当額)		0
				小計		0	18,259			
			総合計			0	18,259			

73,800 入力箇所 8 資料 購入 費 整理 番号 日 73,800 経費種類 その他(内容) 補足 政務活動費 ₩分比率 上限額 支出額 備考 2023年4月30日 新聞雑誌購読料【8】 沖縄タイムス 4月 3,075 3,075 2023年5月31日 新聞雑誌購読料 [8] 沖縄タイムス 5月 3,075 3,075 0 2023年6月30日 新聞雑誌購読料 [8] 沖縄タイムス 6月 3,075 3,075 0 2023年7月31日 新聞雑誌購読料 [8] 沖縄タイムス 7月 0 3,075 3,075 小計 12,300 12,300 2023年9月15日 新聞雑誌購読料 [8] 沖縄タイムス 8月 3.075 3.075 0 3,075 2023年9月15日 新聞雑誌購読料 [8] 沖縄タイムス 9月 3,075 0 2023年10月31日 新聞雑誌購読料【8】 沖縄タイムス 10月 3,075 3,075 0 2023年11月30日 新聞雑誌購読料【8】 沖縄タイムス 11月 3,075 3,075 0 12,300 12,300 2023年12月31日 沖縄タイムス 新聞雑誌購読料 [8] 12月 3,075 3,075 0 2024年1月31日 新聞雑誌購読料 [8] 沖縄タイムス 1月 3,075 3,075 0 2024年2月29日 新聞雑誌購読料【8】 沖縄タイムス 2月 3,075 3,075 2024年3月31日 新聞雑誌購読料 【8】 3月 3.075 沖縄タイムス 3,075 0 小計 12,300 12,300 新聞雑誌購読料【8】 2024年4月18日 12ヶ月 琉球新報 36,900 36,900 0 小計 36,900 36,900 総合計 73,800 73,800

### 会計帳簿(項目別)案

### 令和5年度(2024年)

謹員名 與儀 喜邦

با	件費			420,000	0 入力箇所				
整理 番号	日 付	経費種類	その他(内容)	補足	支出額	政務活動費		按分比率	上限額
	2023年4月30日	雇用経費(必要時、契約書の写を添付) [9]		4月分	30,000	30,000			0
	2023年5月31日	雇用経費(必要時、契約書の写を添付) 【9】		5月分	60,000	60,000	90,000		0
	2023年6月30日	雇用経費(必要時、契約書の写を添付) 【9】	·×	6月分	60,000	60,000			0
	2023年7月31日	雇用経費(必要時、契約書の写を添付) 【9】		7月分	60,000	60,000	120,000		0
	2023年8月31日	雇用経費(必要時、契約書の写を添付) 【9】		8月分	60,000	60,000			0
	2023年9月30日	雇用経費(必要時、契約書の写を添付) 【9】		9月分	60,000	60,000	120,000		0
	2023年10月31日	雇用経費(必要時、契約書の写を添付) [9]		10月分	60,000	60,000			0
	2023年11月15日	雇用経費(必要時、契約書の写を添付) 【9】		11月分	30,000	30,000	90,000		0
			小計		420,000	420,000			
		総合計			420,000	420,000			

10	# 1	<b>多所费</b>	ħ.			880,000	880,000	入力箇所		
	整理 番号	日 付	経費種類	その他(内容)	補足	支出額	政務活動費	備考	使分比率	上限額
		2023年8月7日	事務所の賃借料【10】		8月分	110,000	110,000			0
		2023年8月25日	事務所の賃借料【10】		9月分	110,000	110,000			0
		2023年9月25日	事務所の賃借料【10】		10月分	110,000	110,000			0
		2023年10月25日	事務所の賃借料【10】		11月分	110,000	110,000			0
		2023年11月27日	事務所の賃借料【10】		12月分	110,000	110,000			0
		2023年12月25日	事務所の賃借料【10】		1月分	110,000	110,000			0
		2024年1月25日	事務所の賃借料【10】		2月分	110,000	110,000			0
		2024年2月26日	事務所の賃借料【10】		3月分	110,000	110,000			0
				小計		880,000	880,000			
			総合計			880,000	880,000			

	支出額	政務活動費
全体合計	1,373,800	1,392,059

### 備品管理台帳

議員名

**鼠儀嘉邦** 

番号	名称·型番	購入金額 (充当額)	購入目	耐用年数	監理責任 保管場所	廃棄・譲渡日 理由	備考
1	apple pencil	11,880円 (5,940円)	R3.8.21 (2021.8.21)	5	会派室		2021/8/21~ 2026/8/21
2	LIFEBOOK WU2/E3	136,568円 (68,284円)	R3.10.3 (2021.10.3)	4	会派室		2021/10/3~ 2025/10/3

### 資料作成費

#### 令和5年度 備品購入年度按分表

#### 與儀 喜邦

1.							
耐用年数	年度	月	月数	按分	購入額	充当額	備考
F (60カ月)	令和3年度	8月~3月	8月	50%	11,880	792円	11,880円 ×50%×8カ月÷60ヵ月
	令和4年度	4月~3月	12月	50%	11,880	1,188円	11,880円 ×50%×12カ月÷60ヵ月
	令和5年度	4月~3月	12月	50%	11,880	1,188円	11,880円 ×50%×12カ月÷60ヵ月
	令和6年度	4月~3月	12月	50%	11,880	1,188円	11,880円 ×50%×12カ月÷60ヵ月
	令和7年度	4月~3月	12月	50%	11,880	1,188円	11,880円 ×50%×12カ月÷60ヵ月
	令和8年度	4月~7月	4月	50%	11,880	396円	11,880円 ×50%×4カ月÷60ヵ月
		耐用年数(総数)	60月			5,940円	
		1000			令和5年度	1,188円	
	令和3年10月3日 【	購入品	LIFEBOOK WU2/E3	購入金額	令和5年度 136,568円	1,188円	円 ■は政務活動費充当額
備品管理NO 2 耐用年数	令和3年10月3日 年度	購入品	3				円 ■は政務活動費充当額 備考
2 耐用年数		購入品	LIFEBOOK WU2/E3 パソコン	購入金額	136,568円	68,284	
2 耐用年数	年度	購入品	LIFEBOOK WU2/E3 パソコン 月数	購入金額 <b>按分</b>	136,568円	68,284 充当額	備考
2 耐用年数	年度 令和3年度	購入品 月 10月~3月	LIFEBOOK WU2/E3 パソコン 月数 6月	購入金額 <b>按分</b>	136,568円 購入額 136,568	68,284 <b>充当額</b> 8,535円	<b>備考</b> 136,568円 ×50%×6カ月÷48ヵ月
2 耐用年数	年度 令和3年度 令和4年度	購入品 月 10月~3月 4月~3月	LIFEBOOK WU2/E3 パソコン 月数 6月 12月	<b>按分</b> 50%	136,568円 <b>胂入額</b> 136,568 136,568	68,284 <b>充当額</b> 8,535円 17,071円	<b>備考</b> 136,568円 ×50%×6カ月÷48ヵ月 136,568円 ×50%×12カ月÷48ヵ月
2 耐用年数	年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度	購入品 月 10月~3月 4月~3月 4月~3月	LIFEBOOK WU2/E3 パソコン 月敏 6月 12月	<b>被分</b> 50% 50%	期入額 136,568 136,568 136,568	68,284 <b>充当額</b> 6,535円 17,071円 17,071円	<b>備考</b> 136,568円 ×50%×6カ月÷48カ月 136,568円 ×50%×12カ月÷48カ月 136,568円 ×50%×12カ月÷48カ月
	年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度	購入品 月 10月~3月 4月~3月 4月~3月 4月~3月	LIFEBOOK WU2/E3 パソコン 月数 6月 12月 12月 6月	<b>被分</b> 50% 50% 50%	期入額 136,568 136,568 136,568 136,568	68,284 <b>充当額</b> 8,535円 17,071円 17,071円	<b>備考</b> 136,568円 ×50%×6カ月÷48カ月 136,568円 ×50%×12カ月÷48カ月 136,568円 ×50%×12カ月÷48カ月 136,568円 ×50%×12カ月÷48カ月

資料購入費

領収書添付用紙

整理番号

議員氏名

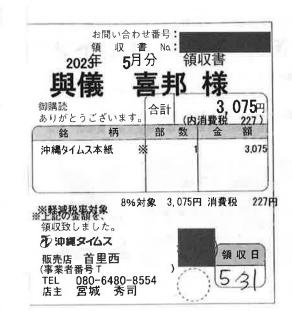
與儀喜邦

項目 資料購入費 領収書その他の証拠書類

1書籍 法

添付櫃









領収書添付用紙

整理番号

議員氏名

與儀喜邦

項目 資料購入費

領収書その他の証拠書類

添付欄



領収致しました。

不沖縄タイムス

販売店 首里西 (事業者番号 T9360001006803) TEL 080-6480-8554 店主 宮城 秀司









(政務活動費充当額)

領収書添付用紙

整理番号

議員氏名

與儀喜邦

項目 資料購入費

収集子の他の証拠審領

添付欄









74	<b>4</b>	和5年度	領収書添付用紙	-	整理番号	20.00
	購入費			·	議員氏名	與儀喜邦
書その他の証拠	書類	添付欄				
領	収	証				
		Hans	與係臺	邦	No	
		-				
	*	1	36900-			
	但		金上17(2013年	496	1. 74/23	)
	,-			に領収いたしました	T > M THISE	
	内訳 税	率 金額(税抜·税込)	7.3			
	1	% 消費税額等	琉璃	求新報城西	販売店	
収入	税	. 2.00	)	宮 里	清	
印 紙		% 消費税額等		市首里当蔵町	2 - 15	STA
-	J		事務	所 (098)884	-65	F18
	34					pateral.
					8	

領収書

1 枚

按分率

%

(政務活動費充当額)

36,900 円

### 人件費

### 令和 5年度 雇用職員確認票

9	会派名又は議員名	與儀 喜邦	
)	雇用職員名		
		•	
雇用	用職員について、下	記のとおり確認しました	<b>~</b> 0
1	議員の親族関係	☑議員の親族外	
			* 1
2	議員と生計関係	図議員と生計別	
	-1. 7h 4 4 4 1- AL		
3	政務活動専従		
	口他の活動との	兼務あり(	)
	☑兼務なし		
4	雇用実態が確認で	きる書類を添付	
	☑雇用契約書	<b>回賃金台帳</b>	□出勤簿

### 雇用契約書

#### 被雇用者

氏	名	W-07-08-45	生年月日	
住	所		電話番号	(10mm) (10mm)

#### 雇用条件

雇用期間	令和 5年 4月 15日 ~ 令和 5年 11月 15日
就業場所	及び首里石嶺町4丁目96番地
職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	不定期(週3回)
休 日	不定期 (土、日、祝祭日)
給与(賃金)	月給 60,000円 (時給 円)
給与支払日	毎月月末〆切
支払方法	直接払い
備考	2
上記契約期間流	

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 5年 4月 15日

雇用者 氏名 與儀 喜邦

被雇用者 氏名



### 令和 5年度 雇用職員等の賃金台帳

会派名又は議員名	與儀 喜邦
雇用職員名	

単位:円

						中江・11
	支給日	支給額	所得税	社保控除	支払額	備考
1	令和5年 4月30日	30,000			30,000	
2	5月31日	60,000			60,000	
3	6月30日	60,000			60,000	
4	7月31日	60,000			60,000	
5	8月31日	60,000		n n	60,000	4
6	9月30日	60,000			60,000	
7	10月31日	60,000			60,000	
8	11月15日	30,000		140	30,000	
9						
10	Α.					
11						
12	1					
計		420,000			420,000	1

整理番号 令和5年度 領収書添付用紙 與儀喜邦 議員氏名 収 証 領 與限 多邦 様 单头月30日 \* \$ 30.000 -但も 4月分人件費としる 上記正に領収いたしました 税抜金額 消費税額等( コクヨ ウケ-78 領収 証 根 R5 年 A F F F \* 460,000-但し、な月分人/年重しくこ 上記正に領収いたしました 内 税抜金額 消費税額等( %) コクヨ ウケ-78 (政務活動費充当額) 領収書 按分率 90,000 円 2 枚 %

領収書添付用紙 令和5年度 與儀喜邦 議員氏名 添付欄 領 収 証 與我多种 K 年6月30日 \* 4 60.000 -但1 6月分人作意之之 上記正に領収いたしました 税抜金額 消費税額等( コクヨ ウケ-78 領 収 証 倒成 去外 樣 长年7月3月日 \* 7.60,000 -個し、ワ月分人が下でして 上記正に領収いたしました 税协金额 消費税額等(%) コクヨ ウケ-78 (政務活動費充当額) 領収書 2 枚 按分率 120,000 円 %

	令和5年度	領収書添付用紙	整理番号	
	TP TH V 十/支	投入   同で13713中の	譈異氏名	與儀書邦
項目 人作費 潜その他の証拠書類	添付棚			
				:+
		領 収 証		
			No	
	A see you w			
	倒低岛	様	~ 年 》月 分 │ 目	
	4	4 10000		
		\$ 60.000-		
	1	8月分人件费公己		
	上記正に	領収いたしました		
内	訳		Section 8	
视拔	企额			
消費	税額等(%)			
	2.			
コクヨ	ウケ-78			
		소국 비च 물급		
		領 収 証	No	
			140.	
10	更很多多	M K KS	年 / 月三〇日	
	7- 10 1	138	( "-	
	*	f 60 000 =		
	a .			
•	但し	平月分人件質を1つ		
111		領収いたしました		
内 		HE RELLEVIEW OF THE		
税抜金		No will be to the		
消費税	額等(%)		100	
コクヨ	<b>クケ-78</b>			
			(政務活動	<b>小警</b> 充当解

項目 17人4年費			領収基	 添付用紙		整理番号	
(額度 中の (の ) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日	項目 17.1.2年春	- IA   IA	DV V E	Alter and a smaller		讃異氏名	與儀惠邦
横 * # 60.000 - 但し、10日分 人作 変 202 上記正に領収いたしました 内 訳    機数金額	領収書その他の証拠書類	添付棚				,	
横 * # 60.000 - 但し、10日分 人作 変 202 上記正に領収いたしました 内 訳    機数金額							
横 * # 60.000 - 但し、10日分 人作 変 202 上記正に領収いたしました 内 訳    機数金額				h: 19			
様 # 10000 - 10日分 人作 ました    大			領	又 証			
★ # 60.000 —  但 し、10月分 人 作 要 202 上記正に領収いたしました  機数金額 消費税額等(%)  10月					No.		
★ # 60.000 —  但 し、10月分 人 作 要 202 上記正に領収いたしました  機数金額 消費税額等(%)  10月	21	-516 D 1	d		11 / 20	/a a 2 /m	
上記正に領収いたしました   内 訳   根放金額	j	7 112 157	様		F /	A A	
上記正に領収いたしました   内 訳   根放金額			,				
上記正に領収いたしました   内 訳   根放金額		*	60.	000	Propose		*
内 訳 税抜金額 消費税額等(96)  □ 203 97-78    1		但し、「	口目分	人件查	212		
内 訳 税抜金額 消費税額等(96)  □ 203 97-78    1		上記正に	領収いたし	しました			
(別費税額等(%) (%) (項 収 証 No (本 // 月/ご日 ★ // 日 // 日 上記正に領収いたしました。 内 収 税抜金額 消費税額等(%)	内		S. A. P.	STATE OF THE STATE	11 E 77 E 16	7.5	
領収証 No 様 年//月/1日 * イラックのの 但し、1月分人/午賞をして 上記正に領収いたしました 内 限 税抜金額 消費税額等(%)	税抜金	額					
領収証 ★ # // 月 / □ 日 ★ # // 日 / □ 日 1 日 日 日 分 人 / 午費 で し こ 上記正に領収いたしました 内 限 税抜金額 消費税額等(%)	消費税	額等(%)					
領収証 ★ # // 月 / □ 日 ★ # // 日 / □ 日 1 日 日 日 分 人 / 午費 で し こ 上記正に領収いたしました 内 限 税抜金額 消費税額等(%)			743 8 1				
★	コクヨ	<b>ウケ-78</b>					
★							
★							
★							
様 年/月/2日  ★ 30000  但し1月分人/午堂でして 上記正に領収いたしました 内限  税抜金額 消費税額等(%)			領	仅 証			
★					No	),	
★	4	54 AN 5- 4			2. 24	FI H CAL	
但し、1月分人4年登ってる 上記正に領収いたしました 内 訳 税抜金額 消費税額等(%)		23 117 7	核	₹	华	// 月月二日	
但し、1月分人4年登ってる 上記正に領収いたしました 内 訳 税抜金額 消費税額等(%)		*	4 3	001	j .		
内 訳 税抜金額 消費税額等(%)		但(					
内 訳 税抜金額 消費税額等(%)	19	上記正に	領収むた	1 ました			
消費税額等(%)	内		IX V /C		The Land	4	
	税抜金	:額				33	
コクヨ ウケ-78	消費税	額等(%)					
コクヨ ウケ-78	-					NA.	
	コクヨ	<b>ウケ-78</b>					

領収書

2 枚

按分率

%

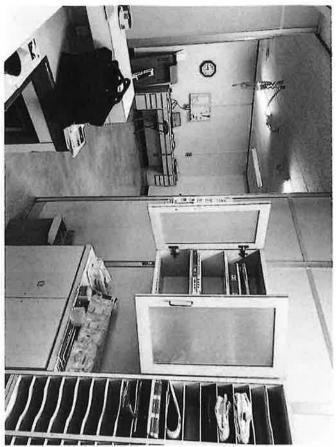
90,000 円

事務所費

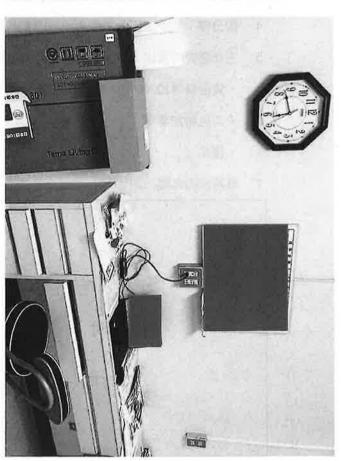
### 令和 5年度 事務所概要記録簿

			議員	名 與儀	喜邦	
				41		
1	所在地等	住 所	那覇市首里石	嶺町4-96		
		設置年月	令和5年7月	末_ 延床面積	責 m²	
2	所有区分					
	□賃借事務所	所 所有者	住所		情報 最级	
		仲介業	者 株式会社	ライフコーポレー	ーション	×
		契約期	間 令和5年7	月28日~ 令和	6年3月	
	□その他(			)		
3	他用務との兼	東用の有無				
	☑無	□有(Ⅰ	□後援会事務所	□政党事務所 [	□その他[	])
4	按分率	□1/	2 🗆 1 / 3	□その他		
5	主な経費のう	支出(敷金	・礼金・火災保険	料・保証金は不可	可)	
	・賃借料 11	0,000円/月	• 共益費	]/月・水光熱費	円/月・駐車場	暑 円/月
6	その他特記事	事項				
	・備品(		) • y	ース (	)	
7	事務所の外側	Ų		事務所の同	<b>为観</b>	
		別紙添作	<b>寸</b>		別紙添付	









### 定期建物賃貸借契約書(事業用)

大城貸事務所

與儀 喜邦

様

【契約期間】

自	2023	年	7	月	28	Ħ	5	在開
至	2028	年	7	月	27	日	3	十四

〒901-0224沖縄県豊見城市宜保三丁目1番地1 1階 TEL: 098-850-2222 FAX: 098-850-2752

**定期是物質資品契约書(序寫用) 1/19** ◎公益社団法人 会国宅地理物取引業盤会至合会 22.05

# 定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 奥騰 喜邦 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭害に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期貨貨借契約を締結した。

# 顕春(1) 目的物件の表示

発	# 	<b>阿</b> 百 日 日 日	秦 横	編	同	RA+ TR2 146-1879
大城镇粤游河	(住居表示) 町名地番地区 (住居表示未実施)	(登 記 簿) 那朝市首里石嶺町四丁目 96 番地	<ul><li>木造・鉄骨造(鉄筋コンクリート金) 鉄骨鉄筋コンクリート造・超量鉄骨造・その他</li><li>( )/瓦養・スレート費・亜鉛メッキ鋼板車・セメント瓦募(総屋根) その他</li><li>( )/( )階建/全( )戸</li></ul>	共同住宅・事務所   新築年月   昭和 60 年 10 月	80.29 m²	

# **曜春(2) 筝集内像 (果体的に記載すること)** 事務所

# 職者(3) 野約期間

5年間)	
27 日まで(5年間)	
7月	28 ₽
2028年	2023年7月
400	202
28 B	秦
7月	引鞭し耶
2023年	目的物件の引張し時期

(契約終了の通知をすべき期間) 2027年 7月 27日から 2028年 1月 27日まで

# 顕春(4) 資料等

京		月額 110,000円	・重温:	月後0日	
	(Bil)	(別途消費税相当額-円)	共在資	(別途消費税相当額-円)	
家 <u>賃</u> 保証会社		110,000円	数	110, 000 円 (賃料 1 カ月分)	
中介 手数粒	(別後)	月額 110, 000 円 (別途消費税相当額 11, 000 円)	华	110,000 円 (資料1カ月分)	
多	その他の条件				
1 1	WNo.				
当の6十三	_	*****		*	K
郷の	賃料等の支払時期	翌月分を毎月25日迄に振込み及び口座振替	み及び口座振着		
置料等 区	四振 込				
岩	4 4	持参先			П
力部	いの際引教	松胖会社名			

# 職者(5) 借主緊急退絡先

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	R急連絡先 (自 宅)TEL	(氏名)
---------------------------------------	----------------	------

# 義務(6) 貸主及び管理業者

41	<b>压名</b>
ł	旋钳

管理禁者	商号又は名称 株式会社ライフ	株式会社ライフコーポレーション
所在地	沖縄県豊見城市宣保3丁目1番地1 ロイヤルビル101号	地1 ロイヤルビル101号 TEL098-850-2222
費貸住宅管 Jによる登	「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣(2)第2802号
(一社) 全國	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社) 全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者		※賃貸不動産経営管理土の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者 住所

# 商舎(7) 乙の債務の担保

		本契約で採 ギスサード	Rの方法   口連帯保証人   住所	氏名		広か を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	□ 連帯保証人 □ 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	拍祭の方法 「本製約で採用するもので チェックし、ペ の右横に所定 の事項を記録 する)
		D家賃債務保 路券金の指件	審度額       家賃債務保証       D家賃債務保       業者名       公本会の提供	2条     (本)       2条     (本)       25     (本)       26     (本)       27     (本)       28     (本)       28     (本)       29     (本)       20     (本)       20		の所在地	日本との対	
門本の発用する保証	門本を配置する	型	を使額 家賃債務保証 口字母格数に 業者名	ご連帯保証人     住所       **     を使額       **     *	THE PROPERTY OF STREET	主たる事務所	四冬寅寅邻宋四年五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	
国≫国官の来 記業者の機供 する保証	四米国債の所 前業者の提供 ナス原料		<b>極度額</b> 家賃債務保証	ご連帯保証人     住所       ************************************		業者名	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	- // シ、 いず 種で 保护
四家賃債務保 証業者の提供 する保証	D家賃債務保証業者の提供 主を保証			の連帯保証人         住所         機変額	The state of the s	家賃價務保証		1000
(株)     (株)       (株)     (	ご 準帯保証人     住所       ご 禁事名       素質優務保証       素の提供       ご 政業質優務保証       素素の提供       の所在地	□庫帯保証人	<b>五名</b>			1		

# 音楽(8) 再契約に関する事項

佐斯倍承契約は更新のない格条契約で期間の鎖丁により終了します (貸主の合意がある場合には再契約ができます)

# 資俸(9) 标的每级

- 1、物件内に設置してあるエアコンは本物件の設備ではないことを貸主、借主は確認し、エアコンについて賃貸人は交換係理の義務を負わないものとする。
  - 2、野設エアコン撤去の際は貸主の費用により撤去するものとする。

定期建物質貨借契約書(事業用)2/10 ©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 22.05

- 3. 契約期間中は家資保証に必ず加入するものとする。また、契約期間が釜切れぬよう、必ず更新手
- | 4, 名義等の変更手続きは、原則できないものとする。借主要望で変更手続が必要な場合は、貸主の | 指示に従ってその手続きに協力するものとする。
  - 5、最を紛失した場合は、塵交換代金として実費分を復収致します。
- 5、戦の部メンに参加は、職人致い場については、近天がようがイントである。 女体等の人会時に関る復活み手数が、自動張巷手数好は倍主の負担とする。
- 6. 資料等の人金時に関の政治や十多な、日前の数サールが100円に対している。7. 借去は役所が許可したゴミ収集業者と契約を交わし、個別でゴミ処理をお願い受します。8. 借主は毛板設置や相収数及び内装工事を行う際、専能に必ず貸土の未認を得なければならない。
  - 退去後は必ず原状回復し、その費用は借主負担とする。
- 9. 信主にた迫加した治療原療及び影響や過行物は、過去後、信主気担で撤去するものとする。但し 資主が許可した場合や、その物に限り、表質できるものとする。その数質物について、信主から貸主 への関節部状にできないものとする。
  - 10, 電気・水道等、契約開始等のライフラインの開始手続きは、原則、借主にて行うものとする11, 重要等項設用書及び本書に記載のない設備について、万が一枚降しても、貸主は修理負担を負
- 12. 借主が約束期日までに退去明け渡しをしなかった場合、賃料の倍額の損害金を徴収致します。
  13. 事業運営に係る申請・届出・費用負担は借主の責任にて行うものとする。
  14. 事業運営にて近隣住民とのトラブルが生じた場合、借主の責任と負担で募撃に対応するものと
- | する。 | 15,不可抗力等で借主が事業運営をできなくなった場合、貸主に対して営業補債等を贈求してはな
  - らないものとする。
- | アボーンでである。 | 1 6、賃貸信契約書第6条(B)(保証金)の条項は適用されないことを貸主及び借主は確認した。 | 1 6、賃貸信契約書第6条(B)(保証金)の条項は適用されないことを貸主及び借主は確認した。
- こう こうしょうしょく イン・プローロイン・プロース 乗り分子 位一家 高

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、僣主が記名押印の上、各自1通を保有する。

R 13 R5# TEL TEL TEL Æ 新 HOLD 極度額 在所 用名 任所 比 任所 **形**名 甲・貸土 連帯保証人 乙・借主 ·

V	主たる事務所 神興 <b>収長</b> 見線市国保3 丁目 1番地1 当所在地、TEL ロイヤルビル101号 四イマルビル101号 098-850-2222 商号又は名称 株式会社ライフコーボーディア 商格号又は名称 株式会社ライフコーボーディア (大変者の氏名 金様 巻人 (大子)	免許配番号 大臣知事(4)第3617号	A A H	學 秦 春 中	#Bに従事する 株式会社ライフコーボレーション 業署 事務所名	中級所所在地 中級所所在地 ロノッドアンの中
	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	2年前報号 7	49	(金 中 金)	業務に従事する事 務 所 名	争张所所在地
В	8.	大臣 知事( )第		無(		
	<b>(B)</b>	中		oje		

( 回は原則として実印

※ この契約書は、生地整物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

# 致老条点

### (政党の権権)

第1条 (会主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭舎(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、顕容(2)の事業に供することを目的とする借地情家法(以下「社」という。)第38条に定める資資指契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

- 第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。
- 2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協識の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(以下「再契約」という。)をすることが本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(以下「再契約」という。)をすることが
- 3 甲は、第1項に投点する期間の満丁の1年前から6ヶ月前までの間(以下「通知期間」という。)に乙に対し、期間の満丁により賃貸借が終了する旨を鲁面によって通知するものとする。

てきる。

4 中は、前項に指定する「大型では、「「「「「「「」」」である「アンドー・ボーク」では、第1項 に対応する禁囲の第1分においてし、本物件を引き終き賃借することができる。ただし、甲が通り期間の経過後とに対し整固の第7次においても、本物件を引き終き賃借することができる。ただし、甲が通り期間の保温後とに対し整固の第7ドより賃貸借が終了する目の通当をした場合においては、その通知の日から6ヶ月を認過した日に賃貸借は終了する。

### (加減)

- 第3条 こは、頭害(4)の記載に従い、質称を甲に支払わなければならない。
- 2 甲及び乙は、水の各号のいずれかに繋当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。 土地又は産物に対する電視その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 一土地又は確修の価格の上昇又は低下その他の確准事情の契制により、値与が不相当となった場合一、近傍同艦の確修に値与に対談し、値与が不治当となった総合
  - 3 1ヶ月に満たない期間の資料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。
- 4 賃料に関係される消費税及び地方消費税は、この負担とし、その支払時期及び支払方法は、顕着 (4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税間改正があった場合は、改正後の税額によるものとす

### (非林里)

- 第4条 こは、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光彩費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を顕書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定する
  - いと此できる。
- 3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。4 共益費に顕課される消费税及び地方消費税は、2の負担とし、その支払時期及び支払方法は、顕審(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税削改正があった場合は、改正後の税額によるものとす。

### (最後の時間)

- 第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
- 2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
- 3 Zは、第2条第1項に定める契約期間中、この負担で、この什器傭品等に対する火災保険(指家人賠償責任保験)に加入するものとする。

### (B)

**第6条(4)** 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭律(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

在期限物質質面與的面(專案用)5/10 ©公益社団法人 全国宅地路物取引集協会連合会"22.06

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。 この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができ
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭魯(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、 敷金に補填するものとする。
- 4 甲は、明度しまでに生じた本契約から生じるこの一切の債務を敷金から充当しなお残額がある場合に は、本物件の明蔵し後、遅滞なく、その残縮を乙に返還しなければならない。
  - 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内釈を明示 しなければならない。

### (衛間等)

- 16条(8) 2点、大阪治学の出いる機能の出席として、原律(4)に記載する保証金を甲に交往するもの 242
- 中は、これ本政治せる中での複製を職作しないよかは、保証金を不ら確認の非常に無たのしてが合め ゆ。この場合になった方は、大発弁が既は彼れ情点の語「保証金がもった山様確認の体液に拡入のしず が下午ない
- 與其法語線亦其本語令,乙称、陳始(4)、六郎蒙古の田教語語の日孫與其籍方百與其與古の領線也。 保留会に補政するものとする
- 甲は、保護金子の原幹(4)に記載する保護会を揃し引き、よりに財務し食れに担い名を財務しら 中の複数を表当し、なな影響がある場合には、本物件の財政、後、顕確なく、本の態態を2に認識 しなければならない
  - 一部域の規定によりこの構造器を巡し引くときは、甲は、保証金の過程と含むれて機能の類の均限を明 テしなければならない。

# (反社会的勢力ではないことの確約)

- 第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
- 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規 定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反 社会的勢力」という。)ではないこと
  - 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を いう。)が反社会的勢力ではないこと
    - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
      - 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に貸借権を譲渡し、 又は転貸してはならない。

# (禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の蓍面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又 は哲保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本 物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく頭害(2)の事業内容を変更してはならない。
- 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の 月分に相当する承諾科を支払うものとする。 乙は、本物件の全部又は一部につき、筋質に供してはならない。
  - 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為及びこれらに奉じる近隣に迷惑をかける一切の 行為を行ってはならない。

②公益社団法人 全国宅炮建物取引装储会連合会, 22,05 定期雕物質質借契約書(事業用)6/10

- 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
  - 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 騒音等の迷惑行為を行うこと
- 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に担保の用に供すること 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること 一口川田田田
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことに より、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
  - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復総織して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に 掲げる行為を行ってはならない。
  - 路段・廠下等共用部分への物品を聞くこと
- 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

### (区の管理機能)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する機務を負う。
  - こは、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約、使用細則等を遵守するととらに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場 合その事項を遵守しなければならない。
- 甲に連絡の上、甲が新たに設置した鱧の交付を受けるものとする。ただし、新たな鰻の設置費用は乙の 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を著良なる 管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに 角担とする。
- 5 乙は、蝶の追加設置、交換、複製を甲の承路なく行ってはならない。

# (製造の中間が存成)

- る費用は、この責めに帰すべき事由により必要となった修缮については、こが負担し、その他の修繕に 第10条 甲は、こが本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要す ついては甲が負担するものとする。
  - 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならな い。この場合に、こは、正当な理由がある場合を除き、当該修缮の実施を拒否することができない。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について組織す るものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- **な理由なく修繕を実施しないときは、こは自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用** は、第1項に準するものとする。
  - 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事 ができる。
- 電味、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
  - その他費用が軽微な修繕

### (現物の解除)

- 催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を
  - こが賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該養 務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約 を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五 この責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき 号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

⑤公益社団法人 全国宅地建物取引装备会連合会, 22, 05 定期差物質貨借契約書(事業用)7/10

角うものとする

- 方 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅帯なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、 損害賠償の額等、この全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない
  - 七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し、かなユナーをはます。
- ア この財産及び収支の状況
- イ 本契約から生じるこの債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- 少本契約から生じるこの債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、 その盲及びその内容
- 3 頭害(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 頭書(7)配載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及びこは、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
- - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、顕審(3)配載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

### (事物表)

- 第22集 甲は、再契約の意向があるときは、第2条第3項に規定する通知の書面に、その旨を付配するものとする。
  - 2 再契約に関する事項については、頭書 (8) に記載のとおりとする。
- 3 再契約をした場合には、第15条の規定は適用しない。ただし、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うものとし、敷金の遺職については、明徴しがあったものとして、第6条第4項に規定するところによる。

### (M.S)

#23条 地震、火災、風水春等の災害、盈難、停電等その他甲乙双方の費めに帰さない。事由又は不可抗力と窓められる事故(第14条の場合を含む)、又は、甲若しくは乙の黄めによらない電気、ガス、給非水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

第24条 甲及び乙は、本契約審に定めがない事項及び本契約審の条項の解釈について疑義が生じた場合は、 民法その他の法令及び賃行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

## (合意情格觀知所)

325条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

### (私教養経)

(左羽雕物質貨格契約書(李樂用)10/10 ©公益社団法人 全国宅地雕物取引策略会第合会 22.05

領収書添付用紙

整理番号

議員氏名 與儀喜邦

項目 事務所費

領収書その他の証拠書類

添付欄

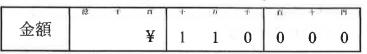
No.

令和5年8月7日

領 収 書

登録番号 T4360001005231

與儀 喜邦 様





(05575) 大城貸事務所2階事務所

那覇市首里石嶺町4-96

但し、8月分賃料として上記正に領収いたしました。

(内訳) 賃料 110,000

LIFECORPORATE のは、

〒901-0244 沖縄県豊見城市宜保三丁目: 議:31 1年 TEL:098-850-2222 FAX: 098-850-775

担当者

(政務活動費充当額)

110,000 円

令和5年度 領収書添付用紙

項目 事務所費 \*\*その他の証拠書類

添付欄

No

令和5年8月25日

登録番号 T4360001005231

整理番号

議員氏名

與儀 喜邦 様

金額 ¥ 1 1 0 0 0 0

収

領

200r

與機喜邦

(05575) 大城貸事務所2階事務所

那覇市首里石嶺町4-96

但し、9月分賃料として上記正に領収いたしました。

(内訳) 賃料 110,000

LIFE(株)ライフコーポレーション

〒901-0244 沖縄県豊見城市宜保三丁目: 徐海1 187 TEL:098-850-2222 FAX: 098-850-2752

担当者

(政務活動費充当額)

110,000 円

領収審 1枚

按分率

令和5年度 領収書添付用紙 整理番号 議員氏名 奥儀喜邦 項目 事務所費 添付機

No.

令和5年9月25日

領収書

登録番号 T4360001005231

與儀 喜邦 様

金額 ¥ 1 1 0 0 0 0



(05575) 大城貸事務所2階事務所

那覇市首里石嶺町4-96

但し、10月分賃料として上記正に領収いたしました。

(内訳) 賃料 110,000

LIFE(#) 5773-#U-2232

〒901-0244 沖縄県豊見城市宜保三丁目: [済治] 157 TEL:098-850-2222 FAX: 098-850-2752

担当者

(政務活動費充当額)

領収書 1 枚

按分率

%

110,000 円

令和5年10月25日 領収 登録番号 T4360001005231 與儀 喜邦 様 金額 ¥ 0  $\mathbf{0}$ 0 0 200回 1 (05575) 大城貸事務所2階事務所 那覇市首里石嶺町4-96 但し、11月分賃料として上記正に領収いたしました。 (内訳) 賃料 110,000 〒901-0244 沖縄県豊見城市宜保三丁目: 湿池1 1監 TEL:098-850-2222 FAX: 098-8

(政務活動費充当額)

領収書 1枚

按分率

担当者

%

110,000 円

領収書添付用紙

整理番号 議員氏名

與儀喜邦

項目 事務所費 領収書その他の証拠書類

添付棚

No.

令和5年11月27日

収書 領

登録番号 T4360001005231

與儀 喜邦 様

金額 ¥ 1 1 0 0 0 0:



(05575) 大城貸事務所2階事務所

那覇市首里石嶺町4-96

但し、12月分賃料として上記正に領収いたしました。

(内訳) 賃料 110,000

TEL:098-850-2222 FAX:098-

担当者』

(政務活動費充当額)

110,000 円

領収書 1 枚 按分率

令和5年度 領収書添付用紙 整理番号 議員氏名 與儀喜邦 項目 事務所費 領収書その他の証拠書類 添付欄

No.

令和5年12月25日

登録番号 T4360001005231

與儀 喜邦 様

金額 ¥ 1 1 0 0 0 0

収書

領

200

(05575) 大城貸事務所2階事務所

那覇市首里石嶺町4-96

但し、1月分賃料として上記正に領収いたしました。

(内訳) 賃料 110,000

LIFECORPORATEOR

TEL:098-850-2222 FAX:098-8

担当者

(政務活動費充当額)

110,000 円

領収書 1 枚

按分率

領収書添付用紙

整理番号

譏員氏名

與儀喜邦

項目 事務所費 領収書その他の証拠書類

添付擺

No.

令和6年1月25日

収 書 領

登録番号 T4360001005231

喜邦 様 與儀

金額 ¥ 0 0 0 1 0 1

20019

(05575) 大城貸事務所2階事務所

那覇市首里石嶺町4-96

但し、2月分賃料として上記正に領収いたしました。

(内訳) 賃料 110,000

TEL:098-850-2222 FAX:098-8

担当者

(政務活動費充当額) 110,000 円

領収書 1 枚 按分率

領収書添付用紙

整理番号

議員氏名

與儀響邦

項目 事務所費 領収書その他の証拠書類 項目

添付欄

No.

令和6年2月26日

登録番号 T4360001005231

喜邦 様 與儀

金額 0 0 ¥ 1 0 0

収

書

領



(05575) 大城貸事務所2階事務所

那覇市首里石嶺町4-96

但し、3月分賃料として上記正に領収いたしました。

(内訳) 賃料 110,000

〒901-0244 沖縄県豊見城市冝保三丁目: [23:11] [23:11] [23:11] [23:11] [23:12] [24:12] [24:12] [25:1

担当者

(政務活動費充当額)

110,000 円

領収書 1 枚

按分率